

土壌汚染(福岡町地内)に係る報告

本日、愛知県西三河建設事務所長から、県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「県条例」という。）第39条の2第2項の規定に基づき、土壌汚染等調査を実施した結果について報告がありました。概要は下記のとおりです。

記

1 調査対象地

- 岡崎市福岡町字永池5番
- 岡崎市福岡町字永池6番8
- 岡崎市福岡町字永池6番11

2 報告内容

(1)報告年月日

平成25年8月16日 金曜日

(2)調査の実施期間

平成25年7月11日 木曜日～平成25年8月15日 木曜日

(3)調査項目

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第87号。以下「県規則」という。）第36条に規定される特定有害物質のうち、鉛及びその化合物並びにベンゼン

(4)土壌汚染の調査結果

ベンゼンについて次のとおり基準超過の報告がありました。なお、鉛及びその化合物については、基準超過はありませんでした。

ア 土壌溶出量基準

一部の調査地点において、県規則第37条第1項に規定する土壌溶出量基準を超過していました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量基準	超過地点数 ／調査地点数
ベンゼン	0.068 mg/L (6.8倍)注	0.01mg/L 以下	2/7

注：()内は、土壌溶出量基準に対する倍率

イ 地下水基準

一部の調査地点において、県規則第37条第3項に規定する地下水基準を超

過していました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過地点数 ／調査地点数
ベンゼン	1.4 mg/L (140倍)注	0.01mg/L 以下	2/7

注:()内は、地下水基準に対する倍率

3 措置の状況

汚染が判明した場所はシートによる被覆を行い、雨水を遮断し、続いて遮水壁の設置による拡散防止措置が取られる予定です。

4 市の対応

周辺地下水の汚染状況の調査を行うとともに飲用井戸の有無の確認をし、井戸の所有者に対して飲用指導を行っていきます。

また、愛知県西三河建設事務所長から土壤汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第14条の規定による申請が本日あったことから、土壤溶出量基準を超過した区画を法第6条第1項又は法第11条第1項の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

今後の措置については、法及び県条例に基づき土壤汚染に対する適切な措置を実施するように指導していきます。

5 愛知県連絡先

愛知県建設部都市整備課企画・街路グループ

担当 浅井、木納

電話 052-954-6521(ダイヤルイン)